

# 令和6年度 第3回 福島地方最低賃金審議会 議 事 録

日 時：令和6年7月29日(月)

13:30～15:00

場 所：第二地方合同庁舎1階会議室

出席者：(公)熊沢、橋本、長谷川、元井、森谷

(労)大越、塩澤、志賀、高橋、松本

(使)安達、大内、金成、金子、佐藤

## 1 開 会

(会 長) 定刻になりましたので、これより第3回福島地方最低賃金審議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

(会 長) 最初に、事務局から定足数の確認をお願いします。

(補 佐) 本日は、委員の方全員のご出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

## 2 議 事

(会 長) それでは、議事に入ります。

(1) 中央最低賃金審議会の答申の伝達について

(会 長) 最初に、事務局から、中央最低賃金審議会の「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安」について答申の伝達をお願いします。

(室 長) 中央最低賃金審議会の令和6年度地域別最低賃金改定の目安について(答申)の内容につきまして、伝達いたします。別冊の資料をご覧いただきたいと思いますが、457～458ページをご覧ください。読み上げます。

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)。

令和6年6月25日に諮問のあった令和6年度地域別最低賃金額改定の

目安について、下記のとおり答申する。

1、令和6年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。

2、地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

3、地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

4、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

5、生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

6、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM & Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小

規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

7、価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

8、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

という内容になっています。

答申に添付されています「別紙2・中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」につきまして、別冊資料の430ページからになりますが、その内容について、概略的に御説明いたします。

まず、430ページの「2労働者側見解」としては、「さらに」からの部分になりますが、「地域間額差は地方部から都市部へ労働力を流出させ、地方の中小企業・小規模事業者の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となると指摘し、昨年の引上げ実績を踏まえて今年を目安額を検討すべきと主張した。ランク別にみた3要素のデータに基づけば、下位ラ

ランクの目安額が上位ランクを上回ることが適当であると主張した。」と記載されています。431ページには「加えて、社会の賃上げの流れを速やかに波及させるという観点では、10月1日発効を中心に、より早期の発効も念頭に議論を進めるべきと主張した。以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給1,000円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間格差の是正につながる目安を示すべきであると主張した。」と記載されています。

431ページの「3使用者側見解」としては、「目安審議に当たってはデータに基づく納得感ある審議決定を引き続き徹底し、目安額の根拠となるデータをできるだけ明確に示す等、納得性を高め、地方での建設的な審議に波及させることが極めて重要であり」中間を略しますが、「少なくとも例年同様、公益委員見解を各地方最低賃金審議会へ提示する場合には労使双方やむなしとの結論に至るよう審議を尽くすべきであると主張した。加えて、今年度の目安審議にあたって、最低賃金決定の3要素の状況を総合的に示す「賃金改定状況調査」の結果、とりわけ「第4表」の賃金上昇率を重視するとの基本的な考え変わらないと述べた。」と記載されています。

これらの主張をもって審議したわけですが、4にありますとおり、意見は不一致に終わったということになっております。

435ページにいけますが、令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、ABCランクともに50円と示されております。

2の(1)から見ていけますが、目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするるとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。

その結果、438ページ「エ 各ランクの引上げ額の目安」に集約され

ています。読み上げさせていただきます。

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」等において、「今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要素も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論いただく」こと、「労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模事業者の自動化・省力化投資や、事業継承、M&Aの環境整備等について、官民連携して努力する」こととされていることも踏まえ、公労使で紳士に検討を重ねてきた。さらに、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することも十分に考慮すべきという意見も踏まえ議論を行った。

この結果、労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年10月から今年6月までで平均3.2%となるなど、昨年に引き続き高い水準となっていること、また、生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価も昨年10月から今年6月までで平均5.4%の高い水準であることを考慮し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、この水準を勘案することが、今年度は適切と考えられる。

また、賃金について、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で5%台と昨年を上回る33年ぶりの高い水準となっていることや、中小企業については3%後半から4%台、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額については5%台後半の引上げでいずれも昨年を上回る水準となっていることに加え、賃金改定状況調査結果第4表における今年の賃金上昇率が2.3%で昨年を上回り平成14年以降最大のものとなっている。

通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において

改善の傾向にある。しかし、売上高経常利益率の大企業と中小企業の差が広がっていることや、価格転嫁率が示すように賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在し、二極化の傾向にあると考えられる。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、特に今年度は、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視した。また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては、5.0%（50円）を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」等において、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表 における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっている。さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況である。各ランクの目安額について、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るが、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要がある。

これらのことを考慮すれば、Aランク50円（4.6%）、Bランク5

0円(5.2%)、Cランク50円(5.6%)とすることが適当と考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は80.2%から81.1%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要がある。

また、439ページの「オ政府に対する要望」欄に記載されておりますが、目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則とし、今年度は、特に消費者物価の上昇が続いていることを重視するとともに、春季労使交渉を始めとする賃金上昇率が昨年を上回る水準となっていること、売上高経常利益率等の賃金支払い能力に関する項目が改善傾向にあることから、目安額を決めた。

一方で、労務費を含む価格転嫁の状況が二極化の傾向にあることや、倒産件数、特に物価高倒産が足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払い能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットの役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。

このようなことから、政府への要望が必要との見解から答申にあるとおりの政府要望となったものです。

答申の伝達は以上になりますが、中央最低賃金審議会会長から、ビデオメッセージが届いておりますので、視聴していただきます。

準備をしますので、そのままお待ちいただきますよう、お願いいたします。

(中央最低賃金審議会会長代理のビデオメッセージを放映)

(藤村会長) 皆さん、こんにちは。中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。

令和5年4月6日にとりまとめられた、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、目安の位置づけの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員の皆さんに確実に伝わるようにということで考えられた方法でございます。これを受けまして、目安の位置づけの趣旨に加え、この度、中

中央最低賃金審議会においてとりまとめられました令和6年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員の皆さんに直接伝達されるよう、私からこのような形でお話することとなりました。これは、昨年に引き続き2回目となります。視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考とするのか、また、今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。

それでは、最低賃金の位置付け、考慮要素についてお話ししたいと思います。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的とするものであります。通常の賃金とは異なり、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。

引上げ額の検討にあたりまして、考慮する要素としては、様々なものがありますが、基本的な考え方を改めて申し上げたいと思います。

まず、最低賃金は法定の3要素であります、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっております。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法定されております。

その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会が目安を示すことになっております。

また、近年は、政府の閣議決定に配意した審議を諮問の際に求められております。近年の配意内容は、中長期の金額目標と、地域間格差是正でございます。

次に、目安の位置付けについて申し上げます。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和6年度目安小委員会報告に記載しているとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて申し上げておきたいと思っております。

従って、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれ



ば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることも十分にありうるということを申し上げます。地方最低賃金審議会におかれては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域データ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

次に、令和6年度目安のポイントについてお話ししたいと思います。

今年の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねました。3要素のうち何を重視するかは、年によって異なります。今年は、昨年に引き続き、消費者物価が高水準で推移する中、最低賃金の近くで働く労働者の購買力を維持する観点から、生計費を重視したいと考えました。なお、物価の影響を十分考慮すべきという点については、労使共通の認識でございました。

では、3要素のそれぞれの評価のポイントについてお話しします。

まず「労働者の生計費」についてです。消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」が、昨年度の地域別最低賃金が発効した令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は平均3.2%で、前年に引き続き高い水準となっていました。消費者物価については、基本的に「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきという共通認識はありますが、今年度においては、それに加えて、生活必需品を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる中、食パン、鶏卵などの生活必需品を含む「頻繁に購入」する品目の物価上昇率についても考慮して、昨年に引き続き高い水準となっていることを勘案いたしました。頻繁に購入する品目は、年に15回以上の購入頻度があるものであると、総務省統計局で示しています。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、2年連続であります、消費者物価を特に重視することが適当であると考えました。

次に、「賃金」については、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの実施が確認することができました。具体的には、連合及び経団連が公表した賃上

げ率は、33年ぶりの高い水準となっております。また、30人未満企業を対象とした賃金改定状況調査の第4表のランク計の賃上げ率についても、最低賃金が時間額のみで表示されるようになりました平成14年以降最大値であった昨年度の2.1%を上回る2.3%という結果になっておりました。

最後に、「通常の事業の賃金支払能力」については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解されております。これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行って参りました。

売上高経常利益率が四半期ごとで令和5年は6~9%程度で推移しております。令和6年の第1四半期は7.1%となったことや、従業員一人当たり付加価値額などの他の指標も高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にあったということを確認いたしました。

一方、大企業と中小企業の間で売上高経常利益率の差が広がっていることや価格転嫁率が示すように、賃上げ原資の確保が難しい企業も存在する状況について、資料を充実させて確認いたしました。企業規模や価格転嫁の有無で、二極化の傾向があることに留意をしております。

こうした3要素のデータを総合的に勘案し、特に今年度は消費者物価の上昇が続いていることから、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、労働者の生計費を重視した目安となりました。具体的には、令和5年10月から令和6年6月の物価上昇率の平均が3.2%であり、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、加えて、今年度は、特に、生活必需品を含む支出項目に限ってみた場合の平均5.4%の上昇などを勘案する必要があるものと考えたところです。また、賃金上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法の目的にも留意をいたしまして、今年度は5.0%、50円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

ランクごとの目安額については、新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低

額の比率を引き続き上昇させていくことが必要と考えました。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表 における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっております。さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移しております。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況であるということがデータで示されております。

一方で、各ランクの目安額については、令和5年全員協議会報告に記載のとおり、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るが、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要があります。

これらのことを考慮すれば、Aランク50円・4.6%、Bランク50円・5.2%、Cランク50円・5.6%とすることが適当であると考えた次第です。

繰り返しとなるが、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ることを特に考慮して検討されたものであることにも配慮いただきたいと思えます。

この結果、仮に目安どおりに各都道府県での引上げが行われた場合は、地域間格差が比率の面で縮小することになります。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要があると考えられます。

公益見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめております。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のもも含まれておりますので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考とされたいと思えます。

また、今般の地域別最低賃金額改定の目安は、過去最高の引上げ額であり、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとお考えになられる方もおられるだろうと認識しております。こうしたことも踏まえ、中央最低賃金審議会の公益委員としても、今年度も最低賃金の引上げが着実に行われますよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備を行うよう、業務改善助成金に加え

て、キャリアアップ助成金など厚生労働省の助成金についての賃上げ加算等の要望や、中小企業庁の省力化支援の強化、独占禁止法や下請法の執行強化、価格転嫁についての消費者の理解促進、「年収の壁」を意識せずに働くことができるように、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことなどに対する要望を例年以上に盛り込んだところでございます。

なお、都市部以外の地域におきましては、小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図ることについての配慮が必要であることを政府に対する要望のところに記載をしております。

次に発効日についてです。発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見があることは承知しております。令和5年全員協議会報告において、「発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当」とされている。この趣旨を踏まえて、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

最後に、以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を行ったところでございます。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果に、引き続き注目していきたいと思っております。

以上です。今年度もよろしくお願いいいたします。

(会長) ビデオメッセージで目安の伝達を受けましたが、2年連続ですが、今年も生計費を重視したというお話でした。中央最低賃金審議会の答申の伝達を受けて、今後の審議に当たっての考え方等を労働者側・使用者側から後ほど時間をとってお伺いします。

その前に、事務局から福島県最低賃金に関する資料の説明をお願いします。

(室 長) それでは、福島県最低賃金に関する資料について御説明いたします。

それでは、本日配布しております最低賃金関係資料の説明をいたします。

説明するページ数は、資料下部中央に記載の通しページ数で御案内します。

別冊でない方の資料について、177ページからの資料になります。今年6月に実施した「最低賃金に関する基礎調査結果報告書」になります。その裏、178ページに調査の概要、調査項目、調査方法をまとめております。対象事業所は、産業分類から選定しました記載されている業種・規模の事業所になります。さらに特定最低賃金が設定されている産業についても対象としております。令和6年6月1日現在の実態として、事業所に関する事項として労働者数、労働者に関する事項として性別、就業形態、年齢、勤続年数、仕事の内容、賃金形態、給与単価、各種手当、所定労働日数、1日の所定労働時間数を調査しています。調査期間は5月13日から6月10日、通信による調査で、福島県分としましては、対象件数2,113件、回収できたのが1,084件、回収率は51.3%となっています。

179ページをご覧ください。福島県内の産業別・規模別・地域別の未満率の一覧表となっています。現行の福島県最低賃金900円に係る未満率は、1.6%となっています。

180～184ページは、今年度の賃金実態調査結果に基づく賃金分布を規模別・地域別・年齢別にまとめたものになります。

185～186ページは、今年度の賃金実態調査結果に基づいて、福島県最低賃金に対する影響率を試算した表になります。この表の見方としては、左の欄に記載する額になった場合に、影響を受ける労働者の率と推定労働者数を表しています。

187ページは、6月26日に日本共産党福島県議会議員団の皆様から、福島労働局長及び福島地方最低賃金審議会会長あてに提出された「物価高騰に見合った最低賃金の引き上げを求める申し入れ」の写しです。

188～189ページは、7月16日に日本労働組合総連合会福島県連合会会長様から、福島労働局長あてに提出された「2024年度最低賃金行政に関する要請書」の写です。なお、要請にあたり190～191ページにあります「福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める署名」114,400名分が添えられ、提出されております。

192～194ページは、7月19日に福島県労働組合総連合会長様から、福島労働局長あてに提出された「中小企業・小規模事業者を支援し、福島県の最低賃金を時間額1500円以上に引き上げることを求める要請書」の写になります。

なお、要請にあたり195～196ページにあります「中小企業・小規模事業者を支援し、福島県の最低賃金を時間額1500円以上に引き上げることを求める要請署名」687名分が添えられ、提出されております。

197～204ページまでは、日本銀行が7月8日に公表している地域経済報告（さくらレポート）です。198～201ページにかけて東北地域の金融経済概況が記載されております。

205ページは、福島県と全国の有効求人倍率の動向になります。

206～269ページまでは、内閣府が6月に公表した地域課題分析レポート「地域における賃金・物価の好循環の検証」になります。

次に、別冊になりますが、401ページからは、7月18日開催の第3回目安小委員会資料、409ページからは、7月23日開催の第4回目安小委員会資料、424ページからは、7月24日開催の第5回目安小委員会資料、429ページからは、7月25日開催の第69回中央最低賃金審議会資料になります。

その他、専門部会委員以外の委員の方には、7月19日に開催しました第1回専門部会において、配付しました資料を机上にお配りしております。

資料の説明につきましては以上となります。

(会長) 只今、事務局から資料の説明がりましたが、ご質問等ございますか。

(なし)

(2) 労働者側・使用者側の意見表明について

(会長) 今後の審議に当たっての考え方等を労働者側・使用者側からお伺いします。協議の時間が必要であれば、お取りしたいと思いますがいかがですか。

(佐藤委員) 特に必要ありません。

(会長) それでは、最初に、労働者側からお伺いします。

(大越委員) それでは労働側としまして、大越の方からお話したいと思います。

昨年の地方最低賃金の審議は、中央最低賃金の審議会における目安の時点で、初の1,000円超えとなりました。その後、C、Bランクで各県の目安を上回る答申が行われて、加重平均1,004円となりました。その原動力となったのは、Bランクでいち早く目安プラス2円で結審した福島県の審議会であり、C、Bランク各県に強いインパクトを与えたものと受け止めております。

過去最高の引上げを実現した福島県の最低賃金、時間額900円は、1日8時間、月20日働いても月額144,000円であり、税金、社会保険料等を差し引けば手取りはさらに目減りして、経済動向、物価高騰の影響を加味すると、憲法25条の健康で文化的な最低限度の生活を営む水準を確保するということは極めて困難であると言わざるを得ない状況であります。

加えて、隣県や首都圏との格差是正が進まず、最大値として全国最高額の東京都の差は213円の差額となっています。Bランクにおいても、福島県はBランクの中で下位という状況です。

首都圏と格差、全国平均の水準の改善を諮らなければ、福島県の賃金は低いという先入観がさらに広まり、若い労働者の県外流出が加速するのではないかと、深刻の度合いも増していると考えております。また、人手不足に拍車がかかることが懸念されております。

賃金と人口減少の相関については、首都圏との賃金の格差が大きい年ほど、県内人口の社会拡大につながることで、総務省、福島県の調査でも明らかになっており、特に若年層、女性の流出が全国でも高い水準が続いております。この負の循環を断ち切らなければ、福島県の人口減少はさらに加速し、地域社会の維持が困難な状態に陥ってしまうということになります。

一方で、高卒者の県内就職率、一部コロナの影響は否定できないものの、この3年の間で、内定率が99.9%台と、過去最高値になったということが報じられました。この流れを定着させ、若者が地元で働き続けられる環境を整備していくためには、賃上げこそが最大の対策であると考えております。その観点から、全ての働く者の底上げ、底支え、格差是正を実現し、賃上げ主導による、地域経済と地域社会の活性化を実現しなければならないと考えております。そのためには、賃上げが困難な小規模事業者などに向けた、国や自治体の助成制度の周知徹底を諮り、積極的な利用を促すこと、賃上げの原資を生み出す価格転嫁の取り組みを労使一体となって推進し実効性を高めていくことが求められています。

昨年9月1日に、連合福島はじめ、福島県にある国の地方支分部局、県内経済団体の皆様と連携を図り、協力をを行い、労務費・原材料・エネルギーコスト等の上昇分を適切に精査することについて、重要性を共有してきたと考えております。その企業を醸成することにより、経済の安定や生産性向上、賃上げにつなげ、地域経済の活性化に寄与することを目的に、価格転嫁に関する協定を提出しております。取り組みを進めてきたというところですが、また、価格転嫁の重要性が浸透することにより、今期春闘では大幅な賃上げが行われると、賃上げを取り巻く環境の潮目が明らかに変わったと考えております。その機運の広がりを見せている今こそ、昨年以上に、福島賃金最低賃金審議会の姿勢を発揮し、福島県の時給1,000円の早期達成を見据え、最低賃金の引上げの流れを検知していかなければならないと考えております。

一方、生活に大きな影響を与えている物価です。ロシアウクライナ侵攻、中東情勢のエネルギーコストの物価高騰に加え、食料品の価格も高止まりしております。国内の経済はもとより県内経済も依然厳しい状況にあることは理解しつつも、物価高は最低賃金近傍で働く仲間だけでなく、全ての労働者の生活に直撃しており、実質賃金は、リーマンショック超えの26ヶ月連続で減少しております。消費者物価上昇は3年にも及んでいるというところですが、労働者の生計費が苦しいということで、本当に働く者は困っているというところですが、自殺の原因は生活苦が第2位ということで、労働者の生活の安定が非常に重要なことではないかと考えておりま



す。こうした状況を打開するためには、物価高に負けない賃上げを実現するとともに、賃上げへの好循環を作り出し、定着させていくことが重要であると考えております。

私の方からは以上となります。

(会長) ありがとうございました。

次に、使用者側からお伺いします。

(佐藤委員) それでは最初に、佐藤の方から述べさせていただきます。

今年度の金額審議に臨む基本的な考えを述べさせていただきますが、その前に、審議日程について、今年度についてはこれまで以上に労使が十分な時間をかけて、納得いくまで議論できるようにするため、また、特に他県の審議状況、並びに審議結果を参考にする必要性もあると思われるため、事務局や公労使の各委員の方々には無理なお願いをいたしまして、すでに予定している審議日程の変更に御理解賜り、また、再度の審議日程調整に御協力賜りましたことについて、大変ありがたく厚く御礼申し上げます。

本日、中賃で25日に目安が答申されたことを受けて、目安額としては過去最高の引上げ額となる、本県における目安額Bランク50円が示されましたので、6点ほど基本的な考えを述べさせていただきます。

政府から示された方針については、ある程度、配意する必要性はありますが、まず、国が定めた最も最優先すべき最低賃金法がある以上、最低賃金法第9条に沿って、労働者の生計費及び賃金並びに通常の賃金支払能力の3要素を総合的かつ公平に勘案した、明確な合理的根拠に基づく目安額を示すべきであります。最初から大幅な引上げありきで、あとで辻褃合わせのために、納得できる明確なエビデンスを示すことが出来ないのでは、不信感が増すばかりです。

次に2番目といたしまして、目安額が基準となり、目安額を下回る金額審議が出来ないことについて確認させていただきます。この点については、先ほどのビデオメッセージでも藤村会長からお話がありましたが、中賃における目安に関する公益見解は十分尊重されるべきものであります。あくまでも目安であります。今年度においては、目安は地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではありませんし、地方最低賃金審議会

においては、自主性が発揮されなければなりません。このことについては、昨年の中賃のビデオメッセージにおいても、先ほどのビデオメッセージにおいても、目安の位置付けが明確にされております。「目安は令和5年全員協議会報告や令和5年度目安小委員会報告に記載しておりますとおり、目安は地方最低賃金審議会の審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではありません」。このことを改めて認識いただきたいと思います。従いまして、「公労使での真摯な議論の結果、目安どおりなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもあり得るものである」と述べておりますので、ここで確認させていただきます。

次に3番目として、目安制度については、これまではその役割と機能を十分に果たしてきたと思われませんが、令和5年度においては、3ランクに再編されたこともあり、Cランクの多くの県やBランクの一部の県において、目安額を大幅に上回る金額で結審したことを踏まえるならば、目安制度について見直す時期に来ているのではないかと考えられます。

次に4番目といたしまして、最近の急激な物価上昇が続いている中において、最低賃金を一定程度以上に引き上げる必要性については理解しておりますが、今年度の金額審議に際しては、地域経済や、地域の雇用を下支えしている福島県内の中小企業や、小規模事業者が置かれている厳しい経営環境について、特に、価格転嫁の二極化傾向、円安等による物価高、人手不足による倒産の増加、大幅な引上げによる影響率の高止まり等について、労使で出来るだけ、地域の客観的なデータに基づいて、慎重に話し合っていきたいと思っております。

また、福島県の最低賃金のあるべき、適正な金額について、全国の中での福島県の立ち位置の観点からも、福島県の現在の経済実勢を参考にしながら、慎重に考え、真摯に金額審議に臨んでいきたいと思っております。

次に5番目といたしまして、発効日についてですが、毎年繰り返し発言していることではありますが、毎年、ほとんどの地域において10月上旬に発効しておりますが、10月発効を前提に日程を組みますと、結審から2ヶ月弱の短期間で企業は対応せざるを得ないなど、無理が生じてしまい

ます。また、結審した金額と内容を理解し、守っていただくためには、十分な広報と周知の時間が必要であります。発効日については、本審議会の決定により柔軟に発効日を設定することが可能であることを踏まえ、引上げの影響を受ける企業が、賃金引上げの十分な準備期間を確保できるように、発効日は区切りのよい年始めの1月や、多くの企業が事業年度の始めとしている4月発効とすべきであります。

6番目として、最後に、政府に対しては、まだまだ厳しい環境下に置かれている中小企業や、小規模事業者に対して、継続的に賃金の引上げのできる環境の整備に努めていただくとともに、生産性の向上等につながるような実効性のある業務改善助成金等の各種支援策の拡充強化により一層努めていただきたいと思っております。また、各種支援策については、実施後速やかに検証し、その成果について、出来るだけ早く公表していただきたいと思っております。

私からは以上です。よろしくお願いいいたします。

(金子委員) 今、佐藤委員からお話ありましたとおり、そういった観点で審議していきたいと思っております。

福島県の実情を再認識して議論させていただきたいと思っております。商工会連合会の9割に当たる会員の皆さんは5名以下の小売業、20名以下の製造業、建設業でございます。中央会の論理でいきますと、そういったところが一緒くたになってしまいますと、明らかに違うし、そういったことを御認識いただきたいと思っております。

さらに、6月28日の民報新聞ですが、春闘の賃上げが、本県は全国を下回って、中小企業で言いますと、3.28%ということになり、単純に900円×1.0328で計算しますと929円となります。完全に中央の示した額を下回っているわけです。こういったことを十分に認識して、議論に臨みたいと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

(会長) ありがとうございます。

公益側としましては、労働者側、使用者側からご意見をお伺いして、審議を進めて参りたいと思っております。

(3) 特定最低賃金改正の必要性の有無の諮問について

(会長) 次の議事に移ります。

特定最低賃金5業種の最低賃金改正の必要性の有無の諮問について、事務局から説明をお願いします。

(室長) これから、井口労働局長から熊沢会長に対しまして、「特定最低賃金5業種の最低賃金改正の必要性の有無についての諮問」を行わせていただきます。局長、会長は会場中央へ移動願います。

【局長から会長へ諮問文を手交】

【諮問文の写しを各委員へ配付】

(室長) 【諮問文を各々読み上げる】

(会長) ありがとうございます。

続いて、事務局から諮問に関する資料の説明をお願いします。

(室長) 特定最低賃金改正の必要性の有無の諮問に関する資料について御説明いたします。

特定最低賃金に係る関係資料は、会議資料目次の 特定最低賃金関係資料270ページ以降の資料となります。

270～295ページは、福島県の特定最低賃金5業種に係る特定最低賃金改正決定申出書の写しになります。

非鉄金属製造業。 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業。こちらは以下「電子部品等製造業」と読ませていただきます。 輸送用機械器具製造業。 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品製造業、眼鏡製造業。こちらは以下「計量器等製造業」と読ませていただきます。 自動車小売業につきまして、7月16日に5つの産業別に関係する労働団体より、福島労働局長に対して最低賃金法第15条第1項に基づく改正決定を求める申出書の提出がありました。なお、提出された証明資料等については多量のため、添付を省略しています。

296～308ページは、2024年度特定最低賃金改正申出にかかわる疎明資料になります。

309ページは、事務局で作成しました「令和6年度特定最低賃金改正申出内容一覧表」になります。

なお、申出に係る事業場の適用産業分類、労働者数等につきましては、

労働基準行政システム、労働保険適用徴収システムにおけるデータ、雇用保険適用事業所データ等に基づき照合し、適正であることを確認しています。

申出書の要件は、最低賃金法施行規則第10条第1項及び昭和61年2月14日付け中央最低賃金審議会が答申された「新産業別最低賃金の運用方針」に定められています。まず、最低賃金法施行規則第10条第1項及び第2項に定められている申出書の形式的な要件について、改正申出の場合は、申出をする者が代表する労働者の範囲、当該特定最低賃金の件名、申出の内容、申出の理由、になります。

特定最低賃金に係る5業種の改正に係る申出の内容については、「改正申出に関わる合意書及び申請代表者に対する委任書」、「確認書」、「最低賃金に関する協定書」、「最低賃金改正に関する決議」、「合意署名」等により申出書の内容が適正に記載されていることを確認しております。

次に定量的な要件ですが、形式的要件と同様に「新産業別最低賃金の運用方針」により、特定最低賃金の改正決定の申出要件が示されています。

労働協約ケースの場合、一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上の者が、賃金の最低額に関する定めを含む労働協約の適用を受けていること。

公正競争ケースの場合、当該賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の合意がなされていること。  
となっています。

現行の特定最低賃金の適用労働者数は、総務省統計の令和3年事業所・企業統計調査報告（3年経済センサス）を基に、各年の労働保険の新規成立、廃止事業場等の労働者数を加除し、令和5年12月1日現在の適用労働者数を算定しており、改正申出内容一覧表のとおり、非鉄金属製造業3,630人、電子部品等製造業25,750人、輸送用機械器具製造業9,970人、計量器等製造業1,920人、自動車小売業7,900人となっています。

特定最低賃金改正申出に係る「労働協約ケース」の非鉄金属製造業の労働協約の適用労働者数は1,420人で適用労働者の39.1%、輸送用機械器具製造業は4,918人で適用労働者の49.3%、自動車小売業

は3,019人で38.2%となっています。

いずれも、同種の基幹労働者の概ね3分の1以上の者が賃金の最低額に関する定めを含む労働協約の適用を受けており、要件を満たしていることを確認しています。

なお、最低賃金に関する協定に係る最低賃金額は非鉄金属製造業が時給1,010円、輸送用機械器具製造業が時給1,024円、自動車小売業が時給1,082円となっています。

「公正競争ケース」の電子部品等製造業の合意等労働者数は13,454人で適用労働者の52.2%、計量器等製造業は745人で38.8%となっております。

それぞれ、労働協約・労使協定・機関決議・個別合意がなされており、適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の合意がなされていることを確認しております。

また、各特定最低賃金(5業種)の適用労働者数は1,000人以上であり、現行の特定最低賃金額(5業種)は、福島県最低賃金900円をそれぞれ上回っています。

以上が、特定最低賃金改正の必要性の有無の諮問に関する会議資料の説明になります。

(会長) 只今の説明で、質問等がございましたらお願いします。

(なし)

(会長) ありがとうございました。

続いて、事務局から、特定最低賃金改正の必要性の有無に係る審議及び答申のあり方について、説明をお願いします。

(室長) 特定最低賃金改正の必要性の有無の諮問に係る審議の方法等について説明いたします。

福島県で設定されている特定最低賃金5業種につきましては、本年3月19日に関係労働団体より改正申出の意向表明がなされ、7月16日に改正申出書の提出がなされました。

特定最低賃金の改正の必要性の有無にかかる審議方法に関しましては、令和元年度は個別審議、令和2年度は一括審議するとの合意がなされましたが、最終的には個別審議、令和3年度、令和4年度及び令和5年度も個

別審議を行っています。

今年度の審議方法について、ご協議をお願いいたします。

(会長) 事務局から説明がありましたが、特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する審議方法について、今年度はどういたしますか。

5つの特定最低賃金について一括審議とするか、個別審議とするか、御意見がありましたらお願いいたします。

(佐藤委員) 審議方法につきましては、昨年度、必要性なしとした専門部会もございまして、また、今年度、中賃で示された目安額によって埋没する業種も出てきておりますので、一括審議でなく、個別審議でお願いしたいと思いません。

(会長) ほかにご意見はございませんか。

5つの特定最低賃金について個別審議としたいとの意見がありました。今年度の特定最低賃金の改正の必要性の有無に関する審議方法については、5つの特定最低賃金について個別審議することとしてよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会長) それでは、5つの特定最低賃金について、個別審議することとします。日程につきまして、事務局から説明願います。

(室長) 8月9日(金)に開催予定の第4回審議会において、特定最低賃金の改正の必要性について審議、答申をしていただくことを予定しております。

(会長) 特定最低賃金の改正の必要性にかかる審議、答申を第4回審議会で行うこととしてよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(会長) それでは、特定最低賃金の改正の必要性にかかる審議、答申は第4回審議会で行うこととします。

### 3 閉 会

(会長) その他、ご質問等はございますか。

なければ、これにて本日の審議会を閉会とします。